

第2節 京都府環境行政の基本方針

府の環境行政の推進は「京都府環境を守り育てる条例」（平成7年12月制定）及び「京都府環境基本計画」（第1次計画 平成10年9月策定、第2次計画 平成22年10月策定、第3次計画 令和2年12月策定）が基本となっています。

また、府政運営の指針「京都府総合計画（京都夢実現プラン）」（令和元年10月策定）にも位置付けられています。

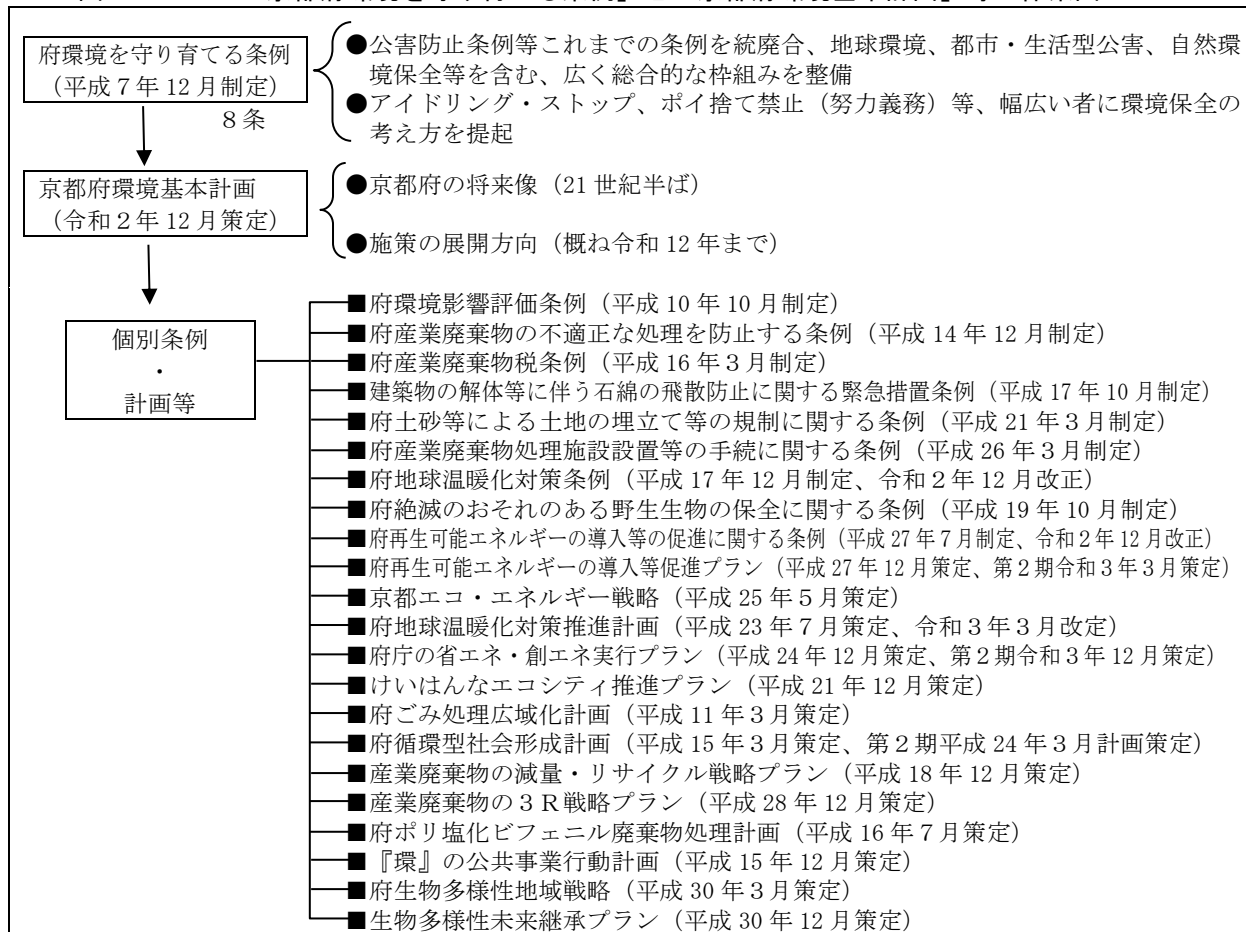
1 「京都府環境を守り育てる条例」の概要

府では、環境問題の構造的変化や地球環境問題への取組の必要性の高まり等に適切に対応するため、「京都府公害防止条例」及び「京都府自然環境の保全に関する条例」を統合するとともに、従来の枠を超えた新たな環境行政の枠組みを整備し、平成7年12月に「京都府環境を守り育てる条例」を制定しました。

京都府環境を守り育てる条例の特徴

- ① 自然とのふれあいの場の確保、緑化等の推進、野生動植物の生息等への配慮等身近な自然環境の保全等に関する規定を持つこと。
- ② 歴史的遺産や社寺林等、歴史・文化的資源の保全に係る規定を持つこと。
- ③ 規制的手法に加え、工場等の事業者自主的な環境管理規定を定めたこと。
- ④ 自動車のアイドリング・ストップやごみのポイ捨て禁止等を規定。観光旅行者等の責務も規定するなど観光地京都の環境保全に配慮していること。
- ⑤ 自動車交通公害や生活排水、廃棄物減量等の都市・生活型公害や地球環境の保全等、幅広い環境問題を対象としていること。

図2-1-2 「京都府環境を守り育てる条例」と「京都府環境基本計画」等の体系図



2 「京都府環境基本計画」（第3次）の概要

府では、「京都府環境を守り育てる条例」第8条に基づく「環境の保全及び創造に関する総合的・長期的な施策の大綱」として、「京都府環境基本計画」を策定しています。第1次計画（平成10年9月策定）、第2次計画（平成22年10月策定）に続き、令和2年12月、京都府議会の議決を得て、第3次となる「京都府環境基本計画」を策定しました。

「京都府環境基本計画」（第3次）では、地球温暖化が一因と見られる気象災害の増加や、持続可能な社会に向けた国際的な潮流など、環境を取り巻く状況の変化を踏まえ、令和32（2050）年温室効果ガス排出量実質ゼロの脱炭素社会を目指して、府の将来像を描くとともに、その実現を目指した施策の基本的な方向を示しています。

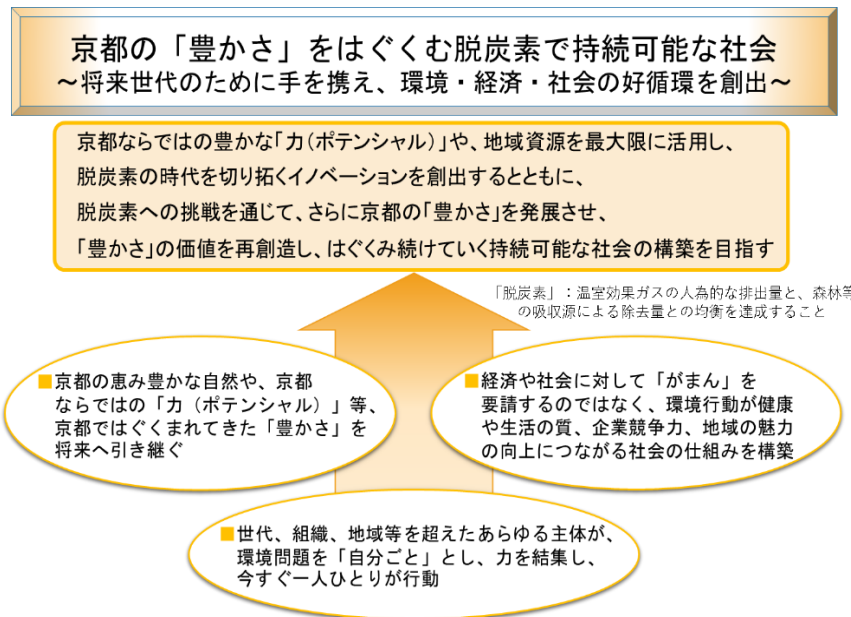
また、同計画は、21世紀半ばの府の将来像を見据えつつ、計画期間は概ね令和12（2030）年までとし、府環境行政の推進に関する個別の条例、計画及びアクションプラン並びに府民と協働して取り組む具体的施策・事業等の指針として策定したものです。

(1) 計画の概要

ア 計画で目指す21世紀半ばの府の将来像

府の将来像（令和32年頃）を、「京都の「豊かさ」をはぐくむ脱炭素で持続可能な社会～将来世代のために手を携え、環境・経済・社会の好循環を創出～」と掲げ、京都ではぐくまれた「豊かさ」を発展させ、その価値を再創造し、はぐくみ続けるとともに、環境を守り育てる行動が当たり前ものとなり、世代、組織、地域等を超えた行動が、環境・経済・社会の好循環を生み出していく脱炭素で持続可能な社会を目指します。

図 2-1-3 京都府の将来像（令和 32 年頃）



イ 計画の基本となる考え方

複数の課題を統合的に解決することなどを旨とする持続可能な開発目標（SDGs*）の考え方を活用し、環境分野だけでなく、経済・暮らし・地域活性化等の観点も踏まえ、環境・経済・社会の3側面を統合的に向上させ、これらの好循環を創出する施策展開を基本としています。

ウ 施策の展開方向

(ア) 分野横断的施策の展開方向

環境分野以外の課題も視野に入れ、複数分野の課題を統合的に解決していくこと（マルチベネフィット）を目指し、概ね令和12年までを目途とした分野横断的な施策の展開方向を提示しています。

a グリーンな地域経済システムの構築

AI・IoT技術を活用したシェアリング・エコノミーや気候変動適応ビジネスなどによる新たなサービスやグリーンな製品に対する需要の拡大を図るとともに、環境ビジネスの振

興や、環境に配慮した企業経営等を促進することにより、人や暮らしにもやさしい環境負荷の低減と経済の好循環を生み出す取組を展開していきます。

- ・環境ビジネスの拡大・環境配慮の主流化
- ・気候変動影響への適応ビジネスやサービス等の創出・促進
- ・SDGs経営・ESG投資の促進
- ・環境負荷を低減した農林水産業の推進

b 環境と調和のとれた強くしなやかな社会の実現

府の地域特性に応じた気候変動適応策を推進するとともに、グリーンインフラや多面的機能を有する森林等の自然環境を有効に活用した地域の防災・減災力の強化や、災害時にも途切れない多様なエネルギー源の創出と安定供給、速やかな生活基盤再建を果たす災害時の廃棄物の処理体制の確保など、環境保全と防災機能を併せて高める取組を展開していきます。

- ・府の地域特性に応じた気候変動適応策の推進
- ・グリーンインフラを活用した災害に強い地域社会の形成
- ・災害に強い自立分散型エネルギーシステムの構築
- ・災害時の廃棄物処理に備えた府域のレジリエンス強化

c 地域資源を活用した持続可能で魅力ある地域づくりの推進

地域資源を持続可能な形で最大限に活用するとともに、これらの地域の取組を支えるネットワークづくりを促進することにより、あらゆる主体がよりよい環境づくりに向けて協働した持続可能で活力ある地域づくりに資する取組を展開していきます。

- ・交流による環境保全活動と地域活性化
- ・豊かな自然や資源を育む森の保全と利活用
- ・スマートシティの推進

d 健康で質の高い持続可能なライフスタイルへの転換

環境に対する望ましい選択が、健康的で豊かな暮らしや、人・社会にもよい影響を与えるという認識を広め、一人ひとりの自発的な低炭素型の行動変容を促進するなど、環境にやさしく、人や社会にも配慮したライフスタイルへの転換に資する取組を展開していきます。

- ・環境負荷低減と暮らしの質の向上
- ・低炭素で健康にやさしい住まいの普及
- ・エシカル消費の推進

e 持続可能な社会づくりを支える人づくりの推進

環境教育や環境保全活動の機会の充実、地域における環境教育の指導的役割を担う人材の確保及び育成の推進等により、世代、組織、地域等を超えたあらゆる主体が環境問題を自分ごととし、府の豊かな環境を将来に引き継いでいくことに資する取組を展開していきます。

- ・次代を担う子どもたちへの環境教育
- ・地域社会における学びと啓発
- ・地域づくりのリーダー・中間支援組織等を中心とした協働取組の推進

写真2-1-2 希少植物ベニバナヤマシャクヤクの保全活動（「京都府環境基本計画」コラム1引用）



写真2-1-3 綾部市小畑町及び鍛冶屋町地域におけるモデルフォレスト活動（「京都府環境基本計画」コラム2引用）



写真2-1-4 再配達削減へのチャレンジ（「京都府環境基本計画」コラム4引用）



写真2-1-5 産学公民連携による環境教育の取組（「京都府環境基本計画」コラム5引用）



(イ) 環境課題の分野ごとの重点取組の推進

(7)の分野横断的施策の展開方向を踏まえて取り組む、あるいはそれらを支える基本となる環境施策について、令和12(2030)年までを目途とした展開方向を分野ごとに提示しています。

a 持続可能な脱炭素社会に向けた取組の加速化

温室効果ガス排出量実質ゼロに向けて、省エネ取組の加速化や再生可能エネルギーの最大限の導入、**フロン***対策等を推進し、持続可能な脱炭素社会の早期実現を目指します。

- ・省エネ取組等の加速化
- ・再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取組
- ・フロン対策の推進
- ・森林によるCO₂吸収の促進

b ゼロエミッションを目指した2R優先の循環型社会の促進

環境負荷のより少ない物品・サービスの選択が当たり前になるとともに、プラスチックごみをはじめとする廃棄物の発生抑制(Reduce)、再使用(Reuse)の2Rの取組がより進む社会システムが構築され、廃棄物が限りなく削減されたゼロエミッション社会の実現を促進します。

- ・産業廃棄物の2Rの牽引
- ・消費者の意識啓発
- ・プラスチックごみの削減
- ・食品ロスの削減
- ・循環型農業の推進
- ・流域一帯で取り組む海岸漂着物対策

c 安心・安全な暮らしを支える生活環境の保全と向上

環境リスクの適正管理により、**環境基準***の達成に向けて人間活動による環境負荷の低減を進めるとともに、環境モニタリング結果の情報発信や気候変動による影響や災害に備えた環境対策を講じることにより、快適な環境を維持し、安心・安全な暮らしを支えます。

- ・府民の安心・安全を支える環境モニタリングの実施
- ・**環境影響評価***制度の総合的な取組の展開
- ・環境リスクの高い有害化学物質等による環境影響の防止
- ・府の地域特性に応じた気候変動適応策の推進
- ・災害に強い分散型エネルギー供給システムの実装
- ・災害時の廃棄物処理体制の強化
- ・不法投棄等の監視指導の強化等による未然防止

e 自然と生活・文化が共生する地域社会の継承

従来の生態系維持・回復対策に加え、多様な主体が積極的に関わる共生型の生物多様性の保全と利活用を進めることにより、生態系と生活や文化が共存共栄する社会を持続可能なものとして将来に引き継いでいきます。

- ・森里川海のつながりの回復による多様な生態系の保全
- ・人の積極的な関与による里地・里山の再生
- ・豊かな農林水産資源の保全・利活用
- ・生物多様性を未来に受け継ぐための知見の集積
- ・**外来生物***による生態系等への影響に対する早期対策

写真2-1-6 周遊観光への「e-BIKE」の活用(「京都府環境基本計画」コラム8引用)



写真2-1-7 地域でのごみ拾い活動(「京都府環境基本計画」コラム10引用)



写真2-1-8 身近な川の生物調査(「京都府環境基本計画」コラム11引用)



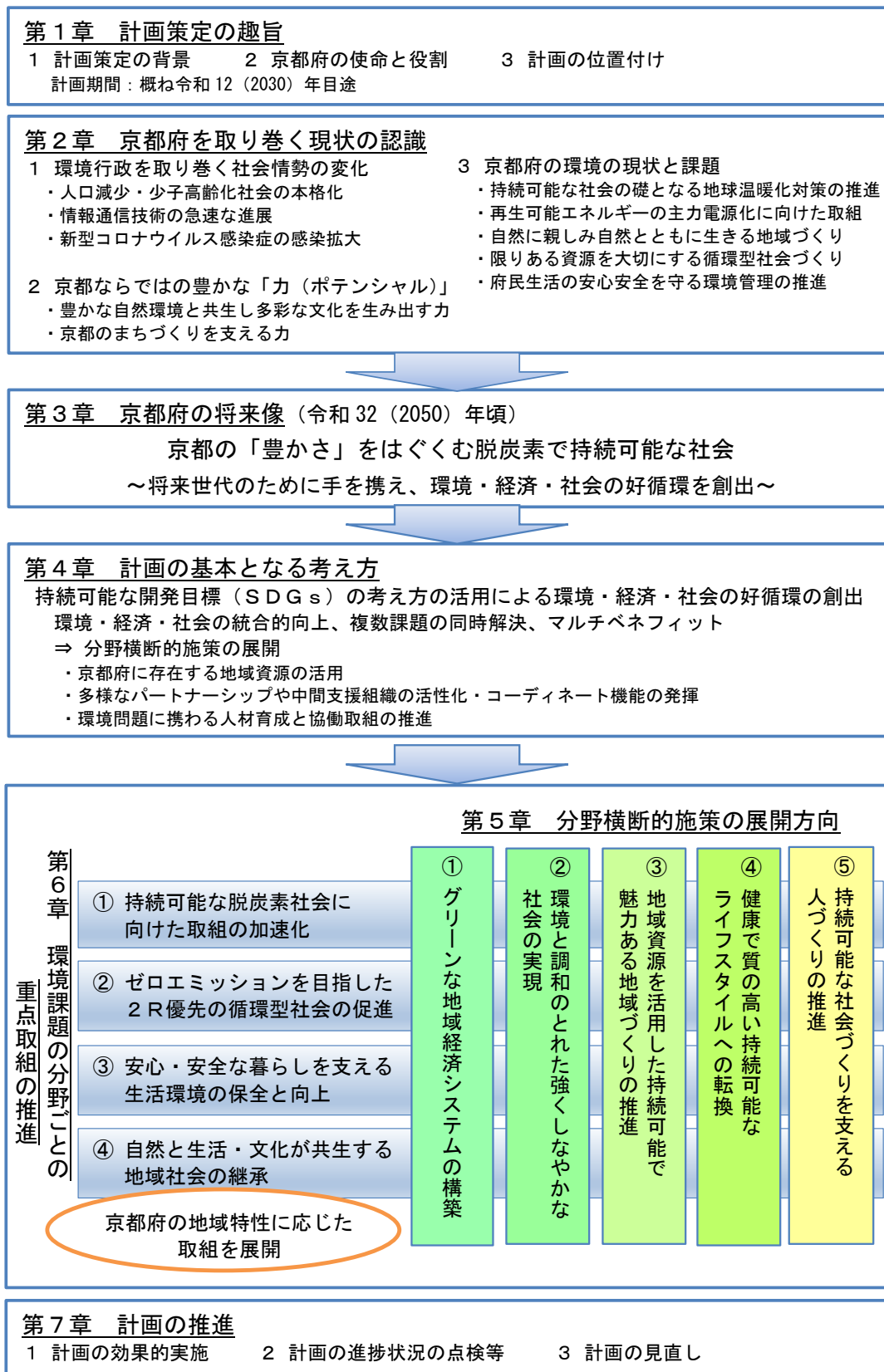
写真2-1-9 「侵入特定外来生物バスターズ」による外来生物防除(「京都府環境基本計画」コラム15引用)



エ 計画の推進

それぞれの分野の個別計画における点検結果や各施策の実施状況、課題等を整理して総合的に評価した上で、その結果を環境審議会で検証し、徹底したPDC Aサイクルにより、進行管理を実施します。計画策定後、概ね5年後に見直しを行う予定です。

図 2-1-4 「京都府環境基本計画」の構成



3 「京都府総合計画（京都夢実現プラン）」における位置付け

府政運営の指針である「京都府総合計画（京都夢実現プラン）」は、府政運営や地域づくりの基本となる理念・原則等を示す「京都府行政運営の基本理念・原則となる条例」に基づき、概ね20年後の令和22（2040）年を展望し、実現したい将来像を理念的に示した「将来構想」、概ね4年間の取組を示した「基本計画」、山城・南丹・中丹・丹後の各地域の資源や特性を生かした地域振興策を示した「地域振興計画」で構成しています。

「京都府総合計画（京都夢実現プラン）」における環境に対する位置付けとしては、将来構想において20年後に実現したい将来像の一つとして、「環境にやさしく安心・安全な京都府」を掲げています。また、「基本計画」では、「脱炭素社会へのチャレンジ」として、20年後に実現したい姿と現状分析・課題、4年間の対応方向・具体方策を示し、20年後に実現したい姿に「温室効果ガス排出実質ゼロへの挑戦」「環境×経済の好循環型の社会」「自立分散型のスマートな社会」「ゼロエミッションな社会」「人々の暮らしと自然との共生社会」の5つを位置付け、環境保全に対する府の強い姿勢を示しています。さらに、地域振興計画においては、環境に関して各地域で取り組むべき施策の基本方向を示しています。